

流通備蓄衛生物資管理業務委託仕様書

山梨県（以下「県」という。）が委託する流通備蓄衛生物資管理業務（以下「業務」という。）の内容は、以下のとおりとする。

1 委託業務の目的

県衛生物資備蓄計画に基づき、県が備蓄する衛生物資（以下、「物資」という。）を、常時、使用期限が切れないように保ちながら、必要時に円滑に払い出しできるよう適切な管理を実施する。

物資の管理については、2に示す「流通備蓄」の手法により行う。

2 流通備蓄について

事業者が日常行う病院等との取り引きを活用して、県が備蓄する物資を使用期限が切れないよう新陳代謝させる管理方式をいう。

具体的には、次に例示した流れを想定しているが、使用期限が切れないように管理できる方式であればこの限りではない。

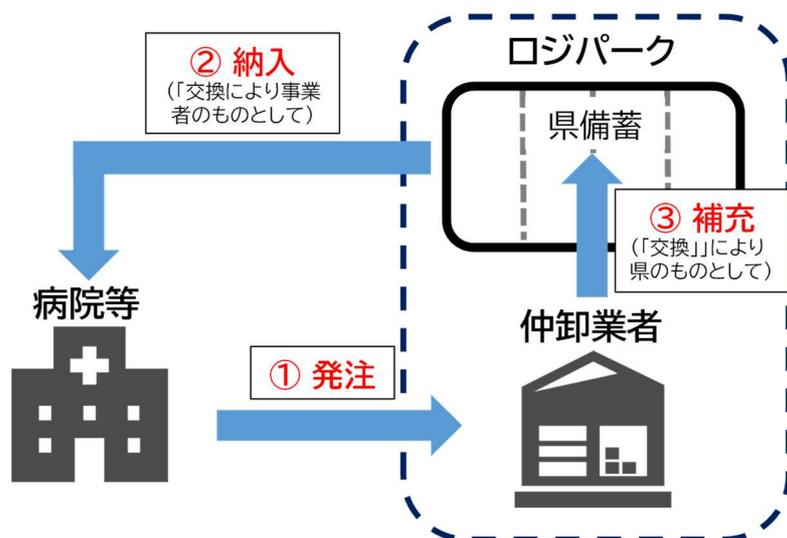
<流通備蓄方式の流れ>

- ・ 県は、山梨中央ロジパーク（山梨県中央市成島570）において、物資を備蓄する。
- ・ 事業者（仲卸業者を想定）は次の方法で、県備蓄を新陳代謝（常に使用期限が切れていない状態）させ、管理する。

(新陳代謝の例)

- ① 病院等から発注があった場合、県備蓄から同数量を病院等に納入する。
- ② 県備蓄から出庫する際、県備蓄と自社の在庫について、民法第586条の「交換」を行うことにより、①の病院等に納入する物資の所有権は仲卸業者が有することとなる。
- ③ ②の交換により、県所有となった自社在庫の物資を、県備蓄として山梨中央ロジパークに補充する。
- ④ 事業者は県備蓄の物資ごとの数量、使用期限等を管理し、①～③を繰り返し行う。なお、②の交換は、県備蓄の最も古いものを行う（先入れ先出しとする）。
- ⑤ ①～④の一連の先入れ先出しによる新陳代謝を「流通備蓄管理」とする。

<流通備蓄概念図>



3 業務内容

受託事業者は、次に掲げる（１）から（３）の項目について、県と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託事業者として決定した際の企画提案書等に記載した事項のうち、県の指示するものについては、契約書（仕様書）に追記する。

（１）流通備蓄衛生物資管理業務

県が流通備蓄で備蓄する物資の管理を行う。

① 新陳代謝

（ア） 受託事業者は、県が備蓄する物資を、自社の在庫等を活用し、使用期限が到来しないよう、先入れ先出しにより新陳代謝（物資の種類ごとに、全数量が古いものから新しいものに切り替わった時点を１回転とする。）させるものとする。

※ 流通備蓄で備蓄する物資は、各年度で最低１回転以上させること。

※ 新陳代謝のために出庫する物資と入庫する物資の数量及び時期が常に一致していなくても差し支えない（常に供給できる数量が備蓄されている範囲で、まとめて出庫または入庫して構わない。ただし、年度末時点で、当該年度の入出庫の数量が一致するようにすること）。

※ 流通備蓄の仕組みと流れの具体例については、別紙１「流通備蓄方式の仕組みと流れ」のとおり。

(イ) 管理する物資の種類は次のとおり。

また、流通備蓄管理の対象となる衛生物資は、計画数量を満たすために別途調達（追加購入）する数量分、及び、令和5年度以降、現在の備蓄物資が使用期限を迎える時点で、別途調達（買い替え）する数量分を順次追加し、令和8年度における追加購入後は、県の備蓄計画数量すべてを流通備蓄管理の対象とする。（各年度の管理数量は別紙2「流通備蓄衛生物資の調達数量及び管理数量」のとおり。）

サージカルマスク（JIS T9001 で規定されているクラス（Ⅰ～Ⅲ）規格に適合しているもの）
N95 マスク
アイソレーションガウン
プラスチックガウン（袖付き）
キャップ
フェイスシールド
グローブ（プラスチックグローブと同等以上）

※ 各物資の品目は企画提案で示したものとすること。ただし、同程度の機能・単価であるものや後継品など、合理的な理由により変更することは差し支えない。その場合は、事前に県の承認を得ること。

※ 備蓄するグローブのサイズ（S:M:L）ごとの数量の割合は、概ねS:M:L=2:5:3とすること。ただし、常に同じ割合でなくても差し支えない。

年度	備蓄計画数量		
R4	R4調達	旧備蓄	
R5		R5調達	旧備蓄
R6			R6調達 旧備蓄
R7			R7調達 旧備蓄
R8			R8調達

順次、調達した分から流通備蓄で管理

(2) 流通備蓄衛生物資の数量管理

流通備蓄で管理する物資の種類ごとの品目・数量を管理し、各月末締めにて県に種類ごとの品目・数量及び入出庫の状況を報告する。

(3) 衛生物資の備蓄場所

- ① 県の備蓄場所である山梨中央ロジパークにおいて、物資を備蓄する。
- ② 物資の新陳代謝の作業等に伴い、自社の倉庫等に一時的に保管することは差し支えない(ただし、その場合でも流通備蓄管理する数量の半分程度は、常に山梨中央ロジパークに置くこと。)が、県が物資を供給する等の指示をした場合には、速やかに山梨中央ロジパークに納入すること。

※ 一時保管場所として、自社の倉庫等を活用する場合は、山梨中央ロジパークと同程度の保管環境(屋外や直射日光が当たる場所、高温・多湿な場所等は不可)である場合に限る。

- ③ 物資の新陳代謝のための山梨中央ロジパークからの入出庫は、原則、平日の8時30分～17時00分の間に行うものとする(当該時間帯以外に入出庫する場合は、当該施設の管理者である富岳通運株式会社と事前に相談の上、調整すること。)

※ 山梨中央ロジパークからの入出庫管理は、当該施設を管理・運営する富岳通運株式会社が行うが、その経費は県が負担する。

- ④ 山梨中央ロジパークの管理者である富岳通運株式会社と連携を図り、円滑な事業実施に努めること。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業報告

委託契約書に基づき、年度ごとに委託業務完了報告書を提出するものとする。

5 留意事項

- (1) 日常の取引量等を踏まえ、県の最終的な備蓄量(R8年度)を、流通備蓄管理が可能という根拠を示すこと。
- (2) 委託業務を統括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (3) 委託業務内容は、「流通備蓄衛生物資管理業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施方法等を反映し、一部修正または調整等を行う場合がある。

- (4) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査の対象となる。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

6 その他

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。なお、委託業務の一部を委託し又は請け負わせる場合については、事前に書面により申出を行い、県の承諾を得るものとする。
- (2) 流通備蓄管理の対象となる物資は、受託事業者が日常の取引等で商流を確保したものでなければ新陳代謝できないことから、別途、当該事業の受託事業者から流通備蓄対象とする物資を調達する予定。

流通備蓄の仕組みと流れ（参考イメージ）

<グローブ（1000個）を流通備蓄する場合>

（調達・備蓄）

- 1 県が山梨中央ロジパーク（以下「ロジパーク」という。）内にグローブの備蓄相当量（1,000個）を保管できるスペースを確保する。
- 2 県がグローブ1,000個を調達し、ロジパークへの納品とともに、県の備蓄とする。

（流通備蓄管理）

- 3 流通備蓄衛生物資管理業務受託事業者は次の方法で、県が調達したグローブを新陳代謝して管理する。
 - ① 病院からグローブ100個の発注があった場合、県が購入したグローブ100個をロジパークから出庫し、病院へ納入する。
 - ② 出庫の際には、先に購入した県備蓄のグローブと後で購入した自社の在庫について民法第586条の「交換」を行うことにより、病院へ納入するグローブの所有権は受託事業者が有することとなる。
 - ③ その後、交換により県の所有となった受託事業者在庫のグローブをロジパークで保管する県備蓄として補充する。
 - ④ この一連の先入れ先出しによる新陳代謝を「流通備蓄衛生物資管理業務」として県が受託事業者に委託し、必要な経費を委託料（管理料）として支払う。

※ 民法第586条

- 1 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。
- 2 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

（供給・補充）

- 4 施設等のクラスター発生等により、施設等に緊急的にグローブを供給する場合、県と富岳通運との配送契約に基づき、県備蓄から県の所有物として随時配送を行う。
- 5 施設等への供給後に、供給した数量分、県で別途調達し、流通備蓄に追加（補充）する。

流通備蓄衛生物資の調達数量及び管理数量

(単位:枚)

	R4年度	R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	調達数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量
サージカルマスク	0	684,356	684,356	1,300	685,656	0	685,656	0	685,656
N95	0	0	0	0	0	69,584	69,584	5,800	75,384
アイソレーションガウン	0	3,643	3,643	71,556	75,198	500	75,698	0	75,698
プラスチックガウン	0	0	0	0	0	86,950	86,950	0	86,950
キャップ ^o	0	35,080	35,080	26,120	61,200	0	61,200	0	61,200
フェイスシールド	20,406	0	20,406	0	20,406	27,510	47,916	20,940	68,856
グローブ ^o	1,574,094	4,601,550	6,175,644	695,700	6,871,344	0	6,871,344	0	6,871,344
合計	1,594,500	5,324,629	6,919,129	794,676	7,713,804	184,544	7,898,348	26,740	7,925,088

※ 調達数量:流通備蓄管理を導入するために別途調達する物資の数量のこと

※ 管理数量:各年度における流通備蓄管理の総量のこと

※ 施設等に供給した数量は別途調達(補充)する。